

計画書

阪神間都市計画防災街区整備地区計画の決定（尼崎市決定）

都市計画 潮江地区防災街区整備地区計画を次のように決定する。

名 称	潮江地区防災街区整備地区計画
位 置	尼崎市潮江一丁目、潮江二丁目、潮江三丁目、下坂部一丁目及び浜三丁目の各一部
面 積	約 24. 6 h a
地区計画の目標	<p>当地区は、JR尼崎駅の北側で開発整備が進められた地区のさらに北側に位置し、交通至便な住宅地として早くから市街化が進み、低層住宅を中心とした利便性の高い住宅地となっている。しかし、高度成長期にかけて、十分な基盤整備を伴わないまま市街化が急速に進行したため、道路が狭く木造住宅も密集し、地震や火災の時に大規模災害の恐れの大きい「密集市街地」として指定されている。</p> <p>当地区的整備にあたっては、『安全・安心・快適に住み続けられるまちづくり』の実現に向けて、「防災性の向上」、「快適な住環境の形成」、「安心のコミュニティづくり」を目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>1. 地区全体の土地利用方針 地区の安全性の向上を図るとともに、JR尼崎駅に近い利便性を活かして、土地利用の増進と住環境の向上を図り、魅力的な都市型住宅地を形成する。</p> <p>2. 土地利用の区分 居住地区：土地利用の増進と住環境の向上を図り、魅力的な都市型住宅地を形成する。 近隣商業地区：近隣向けの商業・サービス機能と住宅の調和のとれた便利で快適な市街地を形成する。</p> <p>地区施設及び地区防災施設の整備の方針</p> <p>1. 地区防災施設 地区全体の安全性確保のため、災害時における円滑な避難、消防、救護等の防災活動と延焼抑制などに資する既存道路を地区防災施設として位置づけ、沿道建物の建て替え促進により、道路空間及び連続したオープンスペースを確保する。</p> <p>2. 地区施設 防災性の向上とともに、土地利用の増進及び住環境の向上を図るため、地区防災施設による道路ネットワークを主に補完する既存道路を主要道路とし、個別の建築活動の積み重ねにより、道路空間及び連続したオープンスペースを確保し、区画道路の改善を誘導する。</p> <p>建築物等の整備の方針</p> <p>小規模な木造住宅等の建て替えや不燃化を促進し、安全な建築物を整備する。 宅地規模、建築物の形態、道路に面した部分の形態制限の合理化、建築物の防災性能の強化などに留意して整備し、都市型住宅地にふさわしい健全で適正な居住水準を確保する。 建築物の高さを整え、道路沿いのオープンスペースを連続させるとともに、道路空間の環境に配慮し、まとまりある街並みを形成する。</p> <p>その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針</p> <p>火災時の延焼防止、地球環境への配慮及び緑豊かで潤いのある市街地環境を形成するため、敷地内の緑化等に配慮することとする。 壁面後退区域については、地域の防災性を高めるために、緊急自動車の通路及び避難通路の確保を目的としていることから、工作物を設置しないこととともに、道路との段差をなくすなど交通の妨げとならないようにすること。</p>

地区防災施設の区域	種類	名称	幅員	延長	備考
	道路	地区防災道路1号	約 5. 5 m	約 427 m	
		地区防災道路2号	約 5. 5 m	約 240 m	
		地区防災道路3号	約 10. 5~14. 5 m	約 128 m	
防災街区整備地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区分	名称	幅員	延長
		主要道路	主要道路1号	約 4. 0~4. 8 m	約 313 m
			主要道路2号	約 4. 0~8. 4 m	約 340 m
			主要道路3号	約 4. 0 m	約 245 m
		主要道路及び水路	主要道路4号	約 4. 0~6. 2 m	約 138 m
		区画道路	区画道路1号	約 4. 0~4. 5 m	約 215 m
			区画道路2号	約 4. 0 m	約 222 m
			区画道路3号	約 4. 0 m	約 39 m
			区画道路4号	約 4. 0 m	約 126 m
			区画道路5号	約 4. 0~4. 5 m	約 83 m
			区画道路6号	約 4. 0~4. 5 m	約 123 m
			区画道路7号	約 4. 0~4. 7 m	約 126 m
			区画道路8号	約 4. 7 m	約 128 m
			区画道路9号	約 4. 0 m	約 178 m
			区画道路10号	約 4. 0 m	約 160 m
			区画道路11号	約 4. 0 m	約 182 m
			区画道路12号	約 4. 0~4. 5 m	約 84 m
			区画道路13号	約 4. 0~6. 0 m	約 26 m
			区画道路14号	約 4. 0~6. 0 m	約 51 m
			区画道路15号	約 4. 0 m	約 60 m
			区画道路16号	約 4. 0 m	約 34 m
			区画道路17号	約 4. 0 m	約 68 m

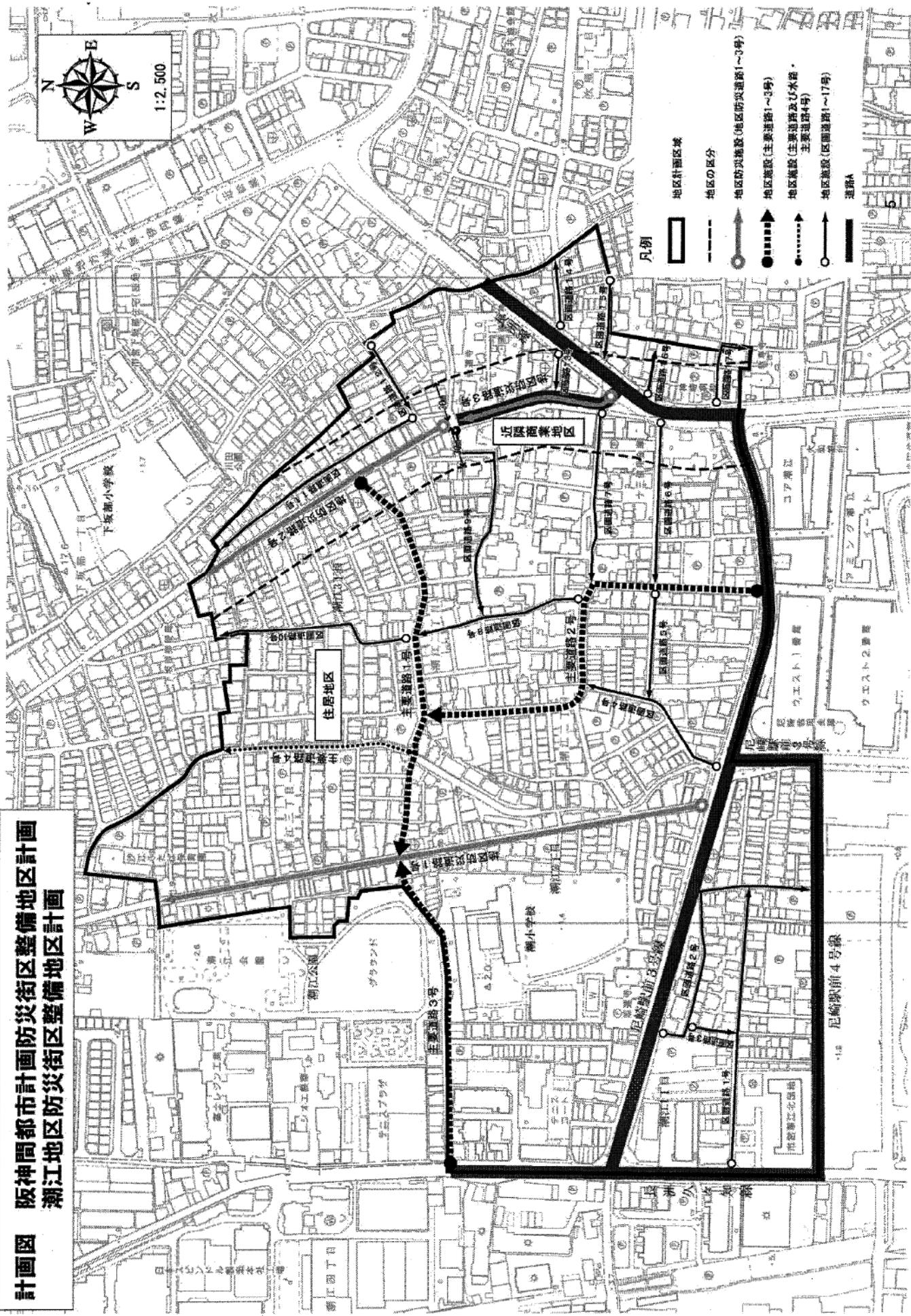
防災街区整備地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	住居地区	近隣商業地区
		面積	約21.4ha	約3.2ha	
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法(以下「法」という。)別表第2(に)項第3号に掲げるボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (2) 法別表第2(に)項第4号に掲げるホテル又は旅館 (3) 法別表第2(に)項第5号に掲げる自動車教習所 (4) 法別表第2(に)項第6号に掲げる床面積の合計が15m²を超える畜舎 		<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法別表第2(に)項第5号に掲げる自動車教習所 (2) 法別表第2(に)項第6号に掲げる床面積の合計が15m²を超える畜舎 (3) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 法別表第2(へ)項第5号に掲げる倉庫業を営む倉庫 	
	建築物等の容積率の最高限度	<p>1. 建築物の容積率は、10分の20以下でなければならない。</p> <p>2. 前項の規定は、法第52条第14項又は第59条の2第1項の規定に基づく特定行政庁の許可を受けた建築物については、適用しない。</p>		<p>1. 建築物の容積率は、10分の30(容積率が10分の40と定められている地域にあっては、10分の40)以下でなければならない。</p> <p>2. 前項の規定は、法第52条第14項又は第59条の2第1項の規定に基づく特定行政庁の許可を受けた建築物については、適用しない。</p>	
建築物等の高さの最高限度		<p>1. 建築物の高さは、10m(敷地面積が10,000m²以上である建築物にあっては、18m)以下でなければならない。</p> <p>2. 前項の規定に関わらず建築物(その敷地が計画図に示す「道路A」に2m以上接する建築物に限る。)の高さは、18m(敷地面積が1,000m²以上である建築物にあっては、24m)以下でなければならない。</p> <p>3. 前2項の規定は、法第59条の2第1項の規定に基づく特定行政庁の許可を受けた建築物については、適用しない。</p>		<p>1. 建築物の高さは、15m(敷地面積が10,000m²以上である建築物にあっては、18m)以下でなければならない。</p> <p>2. 前項の規定に関わらず建築物(その敷地が計画図に示す「道路A」に2m以上接する建築物に限る。)の高さは、18m(敷地面積が1,000m²以上である建築物にあっては、24m)以下でなければならない。</p> <p>3. 前2項の規定は、法第59条の2第1項の規定に基づく特定行政庁の許可を受けた建築物については、適用しない。</p>	

防災街区整備地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	<p>建築物の敷地面積は70m²以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合は、この規定を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この地区計画が決定された際、現に建築物の敷地として使用されている土地で70m²に満たないもの (2) この地区計画が決定された際、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば70m²に満たないことになる土地
	壁面の位置の制限		<p>1. 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱、バルコニー等又は建築物に附属する門若しくは扉で地盤面上2mを超えるもの（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離は、0.5m以上でなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該号の定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の外壁等の面から法第42条第3項による水平距離の指定を受けた道路の道路境界線までの距離は、0.3m以上でなければならない。 (2) 建築物（その敷地が主要道路1号から3号までに接する建築物に限る。）の外壁等の面からの距離は、当該道路の道路境界線までにあっては0.5m以上、当該道路の道路中心線までにあっては3m以上でなければならない。 (3) 建築物（その敷地が主要道路4号に接する建築物に限る。）の外壁等の面から当該道路の道路境界線及び水路境界線までの距離は、0.5m以上でなければならない。 <p>2. 前項の規定は、建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下で、かつ、地盤面上2.5mを超える部分については、適用しない。</p> <p>3. 建築物の外壁等で地盤面上10mを超える部分の面から道路境界線までの距離は、2m以上でなければならない。</p>
	建築物の構造に関する防火上必要な制限		<p>建築物の構造は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 延べ面積が50m²以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの (2) 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの (3) 高さ2mを超える門又は扉で不燃材料で造り、又は覆われたもの (4) 高さ2m以下の門又は扉
	壁面後退区域における工作物の設置の制限		壁面の位置の制限として定められた限度の線と、道路境界線との間の土地の区域については、門若しくは扉、庇、軒、出窓、バルコニー又は屋外階段等を設置してはならない。ただし、地盤面上2.5mを超える部分については、この限りでない。
	垣又はさくの構造の制限		道路に面して、垣又はさくを設ける場合は、生垣やフェンスと植栽の組み合わせなどにするように努める。

「区域については計画図表示のとおり」

(理由) 別添理由書のとおり

**計画図 版神間都市計画防災街区整備地区計画
潮江地区防災街区整備地区計画**



(理由書)

本地区はJ R尼崎駅の北側の市街地再開発事業及び土地区画整理事業の施行区域の北側に位置しており、大正期から企業の進出があり、工場労働者の住宅地として市街化が進んだ地区である。現在も、戦前に建設された家屋や狭い道路も多く残り、災害等に対する危険性を看過できなくなっている。

このため、防災性の向上や快適な住環境の形成を図ることを目的に本計画を決定するものである。

計画書

阪神間都市計画地区計画の決定（尼崎市決定）

都市計画武庫之荘5丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	武庫之荘5丁目地区地区計画
位 置	尼崎市武庫之荘5丁目の一部
面 積	約2. 2ha
地区計画の目標	<p>本地区は、阪急武庫之荘駅から北西に約0.9kmの位置にあり、昭和30年代前半に民間開発された住宅地を含む、主として戸建て住宅地からなる良好な住環境を有する地区である。しかし、近年敷地の細分化やマンションの立地などにより、良好な住環境の維持が難しくなりつつある。</p> <p>このため、本地区計画では、秩序ある建築活動を適切に誘導し、良好な住環境の保全及び形成を図ることを目的とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>戸建住宅を主体とした、静かで落ち着いた、暮らしやすい住宅地としての良好な環境を守り育てる。</p> <p>建築物等の整備の方針</p> <p>低層住宅地区においては、低層戸建住宅を主体とする緑豊かな閑静な住宅地としての環境の保全及び形成を図るため、建築物の用途の制限、高さの最高限度の設定、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度及び緑化率の最低限度の設定並びに建築物等の形態又は色彩その他の意匠及び垣又はさくの構造の制限を行う。</p> <p>沿道住宅地区においては、低層住宅地区との調和を保ちながら店舗等と住宅とが共存する良好な住宅地としての環境の保全及び形成を図るため、建築物の用途の制限、高さの最高限度の設定、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度及び緑化率の最低限度の設定並びに建築物等の形態又は色彩その他の意匠及び垣又はさくの構造の制限を行う。</p>

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	低層住宅地区	沿道住宅地区
	地区の面積		約1.5ha	約0.7ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法（以下「法」という。）別表第2(い)項第1号に掲げる住宅の内の一戸建ての住宅 (2) 法別表第2(い)項第3号に掲げる共同住宅の内、床面積が50m²未満の住戸を有しないもの (3) 法別表第2(い)項第9号に掲げる巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (4) 前各号の建築物に附属するもの 		<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法（以下「法」という。）別表第2(い)項第1号に掲げる住宅の内の一戸建ての住宅 (2) 法別表第2(い)項第2号に掲げる住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 法別表第2(い)項第3号に掲げる共同住宅の内、床面積が50m²未満の住戸を有しないもの (4) 法別表第2(い)項第8号に掲げる診療所 (5) 法別表第2(い)項第9号に掲げる巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (6) 法別表第2(は)項第5号に掲げる店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（第2種中高層住居専用地域内においては建築基準法施行令第130条の3第1号に掲げる事務所を含む。）でその用途に供する部分の床面積の合計が500m²以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (7) 前各号の建築物に附属するもの

	建築物等の高さの最高限度	<p>1 建築物の高さは、10m以下でなければならない。</p> <p>2 建築物の軒の高さは、7m以下でなければならない。ただし、敷地面積が100m²未満の建築物にあっては、この限りでない。</p>	<p>建築物の高さは、15m(敷地面積が1000m²以上の建築物にあっては、18m)以下でなければならない。</p>																																				
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱、バルコニー等(以下「外壁等」という。)の面からの距離は、道路境界線までの距離にあっては次表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる距離以上、隣地境界線までの距離にあっては次表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる距離以上でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="468 885 928 1379"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>道路境界線からの距離</th> <th>隣地境界線からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>130m²未満</td> <td>0.5m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>130m²以上 200m²未満</td> <td>1.0m</td> <td>0.5m</td> </tr> <tr> <td>200m²以上 300m²未満</td> <td>1.5m</td> <td>1.0m</td> </tr> <tr> <td>300m²以上 500m²未満</td> <td>1.5m</td> <td>1.5m</td> </tr> <tr> <td>500m²以上</td> <td>1.5m</td> <td>2.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 建築物の敷地面積が300m²未満の場合であってその敷地が2以上の道路に接しているときは、一の道路境界線(道路のすみ切り部分における道路境界線を除く。)以外の道路境界線を隣地境界線とみなして前項の規定を適用する。</p>	敷地面積	道路境界線からの距離	隣地境界線からの距離	130m ² 未満	0.5m	—	130m ² 以上 200m ² 未満	1.0m	0.5m	200m ² 以上 300m ² 未満	1.5m	1.0m	300m ² 以上 500m ² 未満	1.5m	1.5m	500m ² 以上	1.5m	2.0m	<p>1 建築物(高さが10m以下の建築物に限る。)の外壁等の面からの距離は、道路境界線までの距離にあっては次表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる距離以上、隣地境界線までの距離にあっては次表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる距離以上でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="960 885 1420 1379"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>道路境界線からの距離</th> <th>隣地境界線からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>130m²未満</td> <td>0.5m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>130m²以上 200m²未満</td> <td>1.0m</td> <td>0.5m</td> </tr> <tr> <td>200m²以上 300m²未満</td> <td>1.5m</td> <td>1.0m</td> </tr> <tr> <td>300m²以上 500m²未満</td> <td>1.5m</td> <td>1.5m</td> </tr> <tr> <td>500m²以上</td> <td>1.5m</td> <td>2.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 建築物の敷地面積が300m²未満の場合であってその敷地が2以上の道路に接しているときは、一の道路境界線(道路のすみ切り部分における道路境界線を除く。)以外の道路境界線を隣地境界線とみなして前項の規定を適用する。</p>	敷地面積	道路境界線からの距離	隣地境界線からの距離	130m ² 未満	0.5m	—	130m ² 以上 200m ² 未満	1.0m	0.5m	200m ² 以上 300m ² 未満	1.5m	1.0m	300m ² 以上 500m ² 未満	1.5m	1.5m	500m ² 以上	1.5m	2.0m
敷地面積	道路境界線からの距離	隣地境界線からの距離																																					
130m ² 未満	0.5m	—																																					
130m ² 以上 200m ² 未満	1.0m	0.5m																																					
200m ² 以上 300m ² 未満	1.5m	1.0m																																					
300m ² 以上 500m ² 未満	1.5m	1.5m																																					
500m ² 以上	1.5m	2.0m																																					
敷地面積	道路境界線からの距離	隣地境界線からの距離																																					
130m ² 未満	0.5m	—																																					
130m ² 以上 200m ² 未満	1.0m	0.5m																																					
200m ² 以上 300m ² 未満	1.5m	1.0m																																					
300m ² 以上 500m ² 未満	1.5m	1.5m																																					
500m ² 以上	1.5m	2.0m																																					

	壁面の位置の制限	<p>3 第1項の規定は、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の一部の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離については、適用しない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下のもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m²以内のもの</p>	<p>3 建築物(高さが10mを超える建築物に限る。)の外壁等の面からの距離は、道路境界線までの距離にあっては次表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる距離以上、隣地境界線までの距離にあっては次表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる距離以上でなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th><th>道路境界線からの距離</th><th>隣地境界線からの距離</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500m²未満</td><td>1.5m</td><td>1.5m</td></tr> <tr> <td>500m²以上</td><td>1.5m</td><td>2.0m</td></tr> </tbody> </table>	敷地面積	道路境界線からの距離	隣地境界線からの距離	500m ² 未満	1.5m	1.5m	500m ² 以上	1.5m	2.0m
敷地面積	道路境界線からの距離	隣地境界線からの距離										
500m ² 未満	1.5m	1.5m										
500m ² 以上	1.5m	2.0m										
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>1 建築物の敷地面積は、130m²以上でなければならない。</p> <p>2 この地区計画が決定された際現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合するもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなる土地を、この地区計画が決定された後初めて2以上に分割して各土地をそれぞれ建築物の一の敷地として使用する場合においては、同項の規定にかかるらず、各敷地の面積は、一の敷地にあっては100m²以上、他の敷地にあっては130m²以上でなければならない。</p> <p>3 第1項の規定は、次のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合においては、適用しない。</p> <p>(1) この地区計画が決定された際(前項の場合にあっては、同項の規定による敷地の使用の際)現に建築物の敷地として使用されている土地で130m²に満たないもの</p> <p>(2) この地区計画が決定された際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば130m²に満たないこととなる土地</p>	<p>4 第1項及び前項の規定は、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の一部の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離について、適用しない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下のもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m²以内のもの</p>									

	建築物の緑化率の最低限度	敷地面積に対して5%以上とする。ただし、敷地面積が130m ² 未満の建築物にあっては、この限りでない。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の外壁及び屋根の色彩並びに屋外広告物については、住宅地として周辺の景観と調和のとれた落ち着きのあるものとする。
	垣又はさくの構造の制限	道路の面するところに垣又はさくを設ける場合は、住宅地としての景観に配慮したものとする。

「区域については計画図表示のとおり」

(理由) 別添理由書のとおり

(理由書)

本地区は、阪急武庫之荘駅から北西に約 0.9 km の位置にあり、昭和 30 年代前半に民間開発された住宅地を含む、主として戸建て住宅地からなる良好な住環境を有する地区である。しかし、近年敷地の細分化やマンションの立地などにより、良好な住環境の維持が難しくなりつつある。

このため、秩序ある建築活動を適切に誘導し、良好な住環境の保全及び形成を図ることを目的に本計画を決定するものである。

計画図 阪神間都市計画地区計画 武庫之荘5丁目地区地区計画

